

消 防 局 告 示 番 号	消防局告示名	公布年月日
消 防 局 告 示 第 7 号	さいたま市消防同意等事務処理規程の一部を改正する告示	令和元年12月24日

さいたま市消防局告示第7号

さいたま市消防同意等事務処理規程の一部を改正する告示

さいたま市消防同意等事務処理規程（平成28年さいたま市消防局告示第2号）の一部を次のように改正する。

様式第1号を次のように改める。

消 防 関 係 法 令 通 知 票

この申請建物は、消防法施行令（昭和36年政令第37号）別表第1（ ）項 に該当し、消防関係法令により次の事項が必要となりますのでお知らせします。

第1 ○印の消防用設備等（特殊消防用設備等）を設置する必要があります。

- | | |
|---|---|
| <p>1 消火器具 (令第10条)</p> <p>2 屋内消火栓設備 (令第11条)</p> <p>3 スプリンクラー設備 (令第12条)</p> <p>4 水噴霧消火設備等 (令第13条)</p> <p style="padding-left: 20px;">〔 消火設備〕</p> <p style="padding-left: 40px;">(全域放出方式・局所放出方式・移動式)</p> <p>5 屋外消火栓設備 (令第19条)</p> <p>6 自動火災報知設備 (令第21条)</p> <p>7 ガス漏れ火災警報設備 (令第21条の2)</p> <p>8 漏電火災警報器 (令第22条)</p> <p>9 消防機関へ通報する火災報知設備 (令第23条)</p> <p>10 非常警報設備・非常警報器具 (令第24条)</p> <p style="padding-left: 20px;">〔非常ベル又は自動式サイレン・放送設備〕</p> <p>11 避難器具 (令第25条)</p> <p style="padding-left: 20px;">〔 〕</p> <p>12 誘導灯・誘導標識 (令第26条)</p> <p>13 消防用水 (令第27条)</p> <p>14 排煙設備 (令第28条)</p> | <p>15 連結散水設備 (令第28条の2)</p> <p>16 連結送水管 (令第29条)</p> <p>17 非常コンセント設備 (令第29条の2)</p> <p>18 パッケージ型消火設備 (令第29条の4)</p> <p>19 パッケージ型自動消火設備 (令第29条の4)</p> <p>20 住宅用消火器及び消火器具 (令第29条の4)</p> <p>21 共同住宅用スプリンクラー設備 (令第29条の4)</p> <p>22 共同住宅用自動火災報知設備 (令第29条の4)</p> <p>23 住戸用自動火災報知設備 (令第29条の4)</p> <p>24 共同住宅用非常警報設備 (令第29条の4)</p> <p>25 共同住宅用連結送水管 (令第29条の4)</p> <p>26 共同住宅用非常コンセント設備 (令第29条の4)</p> <p>27 特殊消防用設備等</p> <p style="padding-left: 20px;">〔 〕</p> <p>28 総合操作盤 (規則第12条)</p> <p>29</p> <p>30</p> |
|---|---|

第2 申請建物は、()階)が、無窓階に該当します。 (規則第5条の3)

第3 ○印の届出を管轄消防署に提出する必要があります。

- | | |
|---------------------------------|-------------|
| 1 防火・防災管理者選任届出書及び消防計画作成届出書 | (法第8条) |
| 2 圧縮アセチレンガス等の貯蔵又は取扱いの開始(廃止)届出書 | (法第9条の3) |
| 3 消防用設備等(特殊消防用設備等)設置届出書 | (法第17条の3の2) |
| 4 防火対象物使用開始(変更)届出書 | (条例第63条) |
| 5 火を使用する設備等の設置届出書 | (条例第64条) |
| 6 燃料電池発電設備・変電設備・発電設備・蓄電池設備設置届出書 | (条例第64条) |
| 7 少量危険物・指定可燃物の貯蔵・取扱い届出書 | (条例第67条) |

第4 ○印の物品は、防災性能を有するものを使用する必要があります。 (法第8条の3)

- 1 カーテン・ロールスクリーン・暗幕・どん帳・じゅうたん等
- 2 工事用のシート

※特記事項

同意年月日	年 月 日	同意・通知票番号	第 号
消防同意	さいたま市消防局 予防部 査察指導課 消防設備係 (電話番号)		
管轄消防署 (届出・検査)	さいたま市 消防署 管理指導課 (電話番号)		

備考 法（消防法）、令（消防法施行令）、規則（消防法施行規則）、条例（さいたま市火災予防条例）

